

## 死刑執行に対する会長談話

今月19日、東京拘置所において、2名の死刑確定者に対して死刑が執行された。本年8月就任以降、上川陽子法務大臣による初の執行であり、第2次安倍内閣発足以降、12回目、合計21人目の死刑執行となった。極めて遺憾であり、当会は、この死刑執行に対して強く抗議する。

今回死刑執行された2名は、ともに弁護人が就いての再審請求中だったものであり、弁護権・防御権の観点から問題があるといわざるを得ない。また内1名は少年時の犯行についての執行であった。死刑が宣告されているとしても、成育環境による人格形成への影響が強い少年犯罪においては、少年にすべての責任を負わせて死刑執行することについて慎重かつ十分に吟味しなければならない。この度の死刑執行については、これらの点について熟考を尽くしたのか、改めて問われなければならない。

死刑は人間の生命を奪う不可逆的な刑罰であり、誤判の場合には取り返しがつかない。いわゆる死刑再審無罪4事件や袴田事件は死刑事件における冤罪の現実的危険性を示した。また、罪を犯した者の多くは、家庭、教育、地域性等の様々な要因から犯罪に至っている。刑罰は犯罪への応報にとどまらず、罪を犯した者の社会復帰の達成に資するものでなければならない。それが再犯を防ぎ、社会全体の安全に寄与することになるからである。

日本弁護士連合会は、昨年10月、第59回人権擁護大会において「死刑廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきと宣言した。当会では、これまで死刑の存廃をテーマとするシンポジウムを毎年開催しているが、本年7月開催のシンポジウム（「休暇」の上映及び元刑務官による講演）には100名を超える参加者があった。多数の参加者のアンケートから、死刑代替刑としての終身刑の導入について関心が高いことがうかがわれ、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革について、丁寧に議論を深めていくべき状況にあることがわかる。こうした状況において、今、死刑を執行する必要があったのか、疑義があるといわざるを得ない。

当会は、今回の死刑執行に対し改めて強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止した上で、死刑制度の廃止について全社会的議論を

深め、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきことを求めるものである。

2017年（平成29年）12月20日

千葉県弁護士会

会 長 及 川 智 志